



家庭で出来る感染予防対策 ～通所介護事業所～

全国的に新型コロナウイルスの感染が拡大しております。皆さんも感染しないよう、日々予防をされていると思いますが、今回は家庭で出来る感染予防対策とデイサービスで行っている感染予防に対する取り組みについて紹介させていただきます。感染しないようにするためには、①手洗い（アルコール消毒）②普段の健康管理③適度な湿度を保つ事が有効だといわれています。

①手洗い・・・外出先でさまざまな物に触れる事により、自分の手もウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗いませ

う。②普段の健康管理・・・普段から、十分な睡眠とバランスのよい食事を心がけ、免疫力を高める事が有効です。③適度な湿度を保つ・・・空気が乾燥すると、のどの粘膜の防御機能が低下します。乾燥しやすい室内では加湿器などを使って、適切な湿度(50%～60%)を保つ事が有効です。

デイサービスは高齢者の方々が集まる場所ですので、感染リスクを下げる為に、職員・利用者様の感染予防には徹底した対策を行っています。職員は出勤時の検温、マスクの着用、各自携帯用の消毒液を持ち、手洗い・消毒を行い一日の終わりには、各部屋、備品、送迎車等の消毒を毎日行っ

ています。

利用者の方のバイタルチェックはもちろんのこと、ご利用時には全員の方にマスクを着用していただいています。先日、町内のボランティアの方から手作りのマスクをいただき、利用者様に配らせていただきました。みなさん大変喜ばれ私ども職員も感謝の気持ちでいっぱいです。本当にありがとうございました。

他にも、定期的に部屋の換気を行ったり、利用者様同士の座る間隔を広くとる事によりいわゆる3密の対策を徹底しております。

近隣の市町で感染が発生しており、皆さん不安な日々を過ごされていると思いますが、一人一人が「うつらない」「うつさない」という意識を強く持ち、しっかりと予防対策をして、ご自分の、家族の、大切な人の命を守っていきましょう。

頂いたマスクを着ける利用者さん



無料法律相談のお知らせ

法律に関する心配ごと、悩みごとを抱えている方の相談を行いますので、お気軽にご相談ください。

日時 5月20日(水)

午後1:30～3:30

場所 度会町地域福祉センター

相談員 弁護士 北岡雅之氏

※予約が必要です。ご予約は度会町社協まで!

5月は

赤十字会員増強運動月間です!

日本赤十字社では、国内外を問わず災害の発生時には迅速に救護班を派遣したり、救援物資の配布を行います。そのために、日頃から被災者や傷病者を救護できるように救護要員の育成指導や災害被災者への支援など、地域での活動を行い、資機材の充実や救援物資の備蓄をしています。

また、今回全国の赤十字病院を中心に新型コロナウイルス感染症の治療および感染拡大防止のための活動に取り組んでおります。医

師・看護師が中心となって、感染者の治療にあたっている赤十字病院だけでなく、ダイヤモンド・プリンセス号への救護班の派遣や、感染拡大防止のための情報発信などに務めています。

これらの活動は、皆様から寄せられる「赤十字活動資金」を財源として活用させて頂いております。今後とも赤十字運動の理念と活動の普及に努めてまいりますので活動資金へのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

みなさまの温かいご支援をよろしくお願いします。



町老連「健康ウォーキング」後期(10月)からスタート

町老連の健康づくり事業の「健康ウォーキング」ですが、本年度が10年目の節目となります。4月13日(月)にスタートする予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、4月分2回を中止して様子見をしていました。しかし、感染拡大が治まりそうもないため、思い切って「4月～9月の前期分12回を全て中止し、後期予定の10月12日(月)からスタート

(予定)」とします。町内老人クラブ会員なら誰でも参加できます。10月スタート予定となりますが、歩くことで健康づくりを続けたい方、初めての方、お気軽にどうぞご参加ください。

【ウォーキング手帳使用の方へ】

本格的な健康ウォーキングで健康づくりをめざして日々のウォーキング歩数(距離)を記録している方は、

新年度もすでに一ヶ月過ぎましたが、「健康ウォーキング手帳」を使う場合、社協事務局でお求めください。(1冊250円 担当:中津)



シルバーカーが不足しています

老人デイサービスでは、利用者が使用されるシルバーカーが不足しています。町内のみなさまのご家庭で使わなくなったり、余っているシルバーカーがありましたら、度会町社会福祉協議会にご寄付をお願い致します。

担当:倉野

よろしく
お願いします

ご連絡戴きましたら
取りに伺います。



6月

- 2日 食事サービス
- 5日 食事サービス
- 9日 食事サービス
- 12日 食事サービス

- 16日 食事サービス
- 17日 民生児童委員定例会
- 19日 食事サービス
- 23日 食事サービス
- 26日 食事サービス
- 30日 食事サービス





令和2年度 社会福祉協議会事業

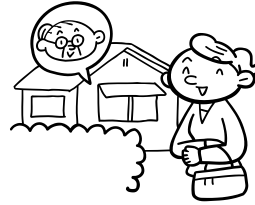
ご利用ください！♡ 社協のサービス♡ を・・・



～ 社会福祉協議会では住み慣れた町で心のこもった総合的福祉サービスを提供します！～

1. 法人運営

- ★ 法人運営の経営体制の強化
- ★ 役職員の資質向上
- ★ 各種関係機関・団体等との連携
- ★ 財源の確保（会員制度の推進・寄付金の受付・ボランティア基金箱の設置・回収）
- ★ 広報啓発活動（社協広報紙の発行、社協ホームページ、町広報・新聞等の活用）



2. 地域福祉事業の推進

- ★ 支え合いのまちづくり
福祉講演会の開催、1日福祉体験教室、ボランティアセンター事業、地域お助け隊への活動支援、民生委員児童委員・福祉推進員の合同研修会の開催
- ★ 安心・安全な仕組みづくり
ふれあい福祉相談事業（法律相談【弁護士】・一般相談【職員が随時対応】）、緊急連絡カードの作成
ふれあい食事サービスの実施、日常生活自立支援事業の推進・普及啓発
- ★ ふれあいの場づくり
集いの場立ち上げへの支援、多世代交流の機会の提供（世代間交流会）、高齢者交流事業（地区別会食、米寿以上の方のつどい）
- ★ 地域生活を支える環境づくり
福祉有償運送事業、安心・安全な環境づくりへの協力、情報のバリアフリー化、ボランティア養成講座

3. 相談・援助事業の推進

- ★ 障がい者福祉（障がい者（家族）への相談支援）
- ★ 児童福祉
- ★ 低所得者福祉対策（生活福祉貸付事業）
- ★ 日常生活自立支援事業の実施
- ★ 生活困窮者自立支援法に関する事業

4. 民生児童委員との協働事業（福祉ニーズに対応した福祉の町づくりの推進）

- ★ 在宅福祉サービス利用への支援
- ★ 一人暮らし高齢者・高齢者世帯の把握

5. 各種団体への関わり

- ★ 老人会・身体障害者睦会・母子寡婦福祉会・民生委員児童委員協議会・遺族会・保護司会
- ★ 当事者団体の支援（在宅老人介護者の会・手をつなぐ親の会【障がい者】）

6. 各種募金活動への協力（各種募金活動の啓発と推進）

- ★ 共同募金活動の実施
- ★ 日赤募金の協力
- ★ その他災害地域支援金や非営利民間組織の活動への支援

7. 各種大会の開催・参加

- ★ 福祉ふれあいまつり（10月18日予定）
- ★ 三重県社会福祉大会

8. 介護保険事業の実施（右記事業）

9. 障害者総合支援法に基づく事業の実施（右記事業）



～ 介護保険事業メニュー ～

☆通所介護事業・第1号事業通所型サービス（デイサービス）通常規模型

場 所：地域福祉センター
 内 容：☆送迎 ☆健康チェック ☆入浴 ☆食事 ☆機能訓練 ☆レクリエーション・体操 など
 利用時間：月～金曜日（祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く） 午前9時50分～午後3時50分

☆通所介護事業・第1号事業通所型サービス（デイサービス）地域密着型

場 所：れんげ草(旧南中村保育所)
 内 容：☆送迎 ☆健康チェック ☆入浴 ☆食事 ☆レクリエーション・体操 など
 利用時間：月～金曜日（祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く） 午前9時45分～午後3時45分

☆訪問介護事業・第1号事業訪問介護型サービス（ホームヘルプサービス）

内 容：☆身体介護（食事・排泄・衣類脱着・身体の清拭・入浴介助・おむつ交換など）
 ☆生活援助（調理・衣類の洗濯・部屋の掃除・整理整頓などの家事に必要な援助）
 利用時間：月～金曜日（12月31日～翌年1月3日を除く） 午前7時30分～午後9時

☆居宅介護支援事業・第1号介護予防支援事業（ケアプラン作成）

内 容：☆利用者や家族のニーズにあわせたケアプランの作成 ☆介護保険申請の手続き代行
 ☆介護保険施設等の紹介 ☆福祉用具の購入・住宅改修・介護の方法や悩みなどの相談受付
 利用時間：月～土曜日（祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く） 午前8時30分～午後5時15分

～ 障がい者総合支援法に基づく事業メニュー ～

☆障がい者デイサービス事業（身体・知的・精神障がい者デイサービス）

内 容：☆送迎 ☆創作活動（手芸・工芸） ☆入浴 ☆食事
 ☆機能訓練など ※一日ゆっくりと過ごしていただきます
 利用時間：月～金曜日（祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く）
 午前9時45分～午後4時00分

☆障がい者居宅介護事業所（身体・知的・精神障がい者ホームヘルプサービス）

内 容：☆身体介護（入浴・排泄・食事・衣類の脱着・通院などの介助）
 ☆家事援助（調理・洗濯・掃除・買い物などの生活援助）
 利用時間：月～金曜日（12月31日～翌年1月3日を除く） 午前7時30分～午後9時

☆障がい児日中一時支援（身体・知的障がい児の一時預かり）

内 容：障がいのあるお子様を一時的にお預かりします
 利用時間：学校が長期休みの間 午前9時45分～午後4時00分

☆特定相談支援事業・障がい児相談支援事業、障がい者地域生活相談支援事業

内 容：☆障がい福祉サービス等の利用計画の作成
 ☆モニタリング
 ☆障がい者又は家族からの生活の悩み等の相談受付、支援
 利用時間：月～金曜日（祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く）
 午前8時30分～午後5時15分

